

# 教員の懲戒権に関する考察

—— 英国の懲戒権を参考に ——

鈴木 麻里子

(流通経済大学)

## 1. はじめに

近年学校での体罰が頻発する傾向が見られる中で、これを厳格化する風潮が強まり、同時に教員の「不適切な指導」に対しても社会的に厳しい視線が注がれるようになった<sup>1</sup>。しかしながら未だ体罰により処分される教員は一定数おり<sup>2</sup>、他方では体罰の範疇には含まれない「不適切な指導」も問題行動として取り上げられてきている。

また教員が懲戒を行う場合の多くに生徒の「校則違反」があるが、その校則自体が不適切であったり、校則違反をチェックする手法が誤っていたりする場合も指摘されるようになった。これらは近年「ブラック校則」と表現されるようになり、これまで慣習として扱われていた校則を見直そうとする動きも出ている。同時に校則を遵守させるための学校や教員の手法についても疑義が上がっている。

これらの教員の指導に対する厳しい社会の視線とともに学校現場に求められる「適切な懲戒」とは何を意味し、その基準はどこにあるのか、実は判然とはしていない。児童生徒の不正行為に対し、教員が「懲戒」することが認められているが、その行使については教員の裁量に大きく委ねられているのが実情である。このような状況において教員に認められている「懲戒」とは、どのように規定され、実行されているのかという根本的な課題を検討することには重要な意味があると考えられる。

これまで日本における「教員の懲戒権」そのものについての先行研究はさほど多くはないが、その議論は2つの系統がある。一つは児童生徒の教育を受ける権利と懲戒権との関連についての議論で、近年では結城忠(2012)が詳説している。もう一つは体罰と懲戒との境界という観点からの議論であるが、これは2013年に文部科学省の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」によって、定着したとみることができる。しかし、懲戒そのものがいつどのように教員によって行われるものかという現場に即した観点からの検討はほとんどなされていない。このような「懲戒」に関する先行研究の状況からも、そもそも「教員の懲戒権」はいかに定義され、学校現場ではどのように行使されているのかを精査する必要があるものとする。以上のような問題意識にもとづき、本稿では英国における教員の懲戒権を参照しながら「教員の懲戒権」及び「懲戒」の実行について現状の課題を整理することを目的とする。

英国では2006年に教員の懲戒権について法的な整備を行い、教員の懲戒権に法的根拠を付与した。これにより英国では教員の懲戒の権限とその範囲や具体的な内容、「校則」と懲戒との関連を明確にしたと言えよう。そこに至る経緯及びその法の内容、学校における実施状況を精査することは、日本における懲戒に関するいくつかの課題を明確にすることが可能となると考える。

## 2. 日本における教員の懲戒権

一般的に「懲戒」とは、「特定の身分関係における紀律維持のために、一定の義務違反に対して人的な制裁を科す制度」（高橋ほか, 2016）とされている。これとは別に、教員と生徒という特定の身分関係における懲戒については、労使関係や公務員制度とは異なる意義を持つという指摘がある。学校教育法第11条が定める「教育上必要があると認められるとき」の要件を充足する場合がそれに該当する。さらに実際に行われる「懲戒」は、退学、停学、訓告処分の校長のみが行う懲戒処分（学校教育法施行規則26条2項）と、それ以外の「種々の」懲戒が想定されているという。「種々の」懲戒とは、児童生徒の日常の素行を口頭で注意し、あるいは叱りつけるといった類の懲戒行為であり、「事実上の懲戒」もしくは「事実行為としての懲戒」と呼ばれている。これら「事実上の懲戒」には、実施権者に限定はなく、教員すべてが実施する権限を持つと解釈されている（前田, 2014, p.63-66）。

この2種類の懲戒行為については文部科学省の「生徒指導提要」でも触れられている。「第7章 生徒指導に関する法制度等」の「第2節懲戒と体罰」では、懲戒の種類として、「(1) 事実行為としての懲戒」と「(2) 法的効果を伴う懲戒」の2種類がある。前者については、「児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できますが、これらは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を持たないので、事実行為としての懲戒と呼ばれています」（文部科学省, 2010, p.194）と説明されている。なお、文中に「訓告」が表記されているが、これは本来校長のみに与えられている懲戒処分であり、教員にはこれを行うことは認められていない。「生徒指導提要」のこの場合は、「訓告」を実施権者を限定した学教法施行規則26条2項に規定された「訓告処分」ではなく、「口頭での注意」等と解釈し、法的な効果を伴わないという意味合いで使用しているものと推測される。

これらの記述から、「事実行為としての懲戒」には口頭注意、起立命令、居残り命令、作業命令等があると認めることができる。その他学校独自の懲戒もあると考えられるが、これらは学教法11条で教員に懲戒権を付与していることで、正当な業務行為となる。つまり、「懲戒行為として正当な範囲内に含まれる行為については、懲戒権の行使として法的に正当化されるということ、換言すれば当該行為について違法と評価されることはなく、従って法的責任を追及されないということになる」（前田, 2014, p.67）。しかし裏を返せば、懲戒行為として正当化できない行為があった場合は、生徒や家族から損害賠償を請求されたり、刑罰を科されたりする可能性があることも意味している。「事実行為としての懲戒」が、懲戒を行う教員それぞれに全権が委ねられているが、その行為が正当か、あるいは「不適切指導」になるかを判断する仕組みはない。このこと

は、受けた児童生徒の主観により判断される余地が残されていると言わざるを得ない。これは教員の懲戒権、具体的には「事実行為としての懲戒」の範囲の曖昧さにより、場合によっては「不適切指導」として教員の側が懲戒処分となるリスクを負っていることを意味する。

### 3. 英国<sup>3</sup>の学校における懲戒権

#### (1) 「2006年教育と視察法」

これまでみてきたように、日本における教員の懲戒権の範囲と権限の根拠が模糊たる状況にあることがわかるが、このような実情をより明確にするため、英国の懲戒権にかかわる法制度に着眼し検討を進めたい。

かつて英国では懲戒としての体罰が認められていた。体罰を禁止としたのは、サッチャー政権下の1986年教育（第二）法である。この法律の制定当時は公立の学校のみを対象としていたが、1998年に独立学校においても体罰禁止が適用されるようになった。その後英国における懲戒に関する法整備は2006年に行われた。「2006年教育と視察法」(Education and Inspection Act 2006)がそれにあたる。この法律は、「すべての学校のすべての子供たちが能力を発揮できるよう、必要な教育を受けることを保証するという政府の目的を大きく前進させる」(DfES, 2006, p.1)ことを目的として制定された。これは1980年代のサッチャー政権下において、新保守主義と新自由主義に基づき「学校の多様性」とLEA（地方教育当局）<sup>4</sup>の権限縮小を実行した弊害、つまり民営手法の推進と学校選択制を是正する必要性が生じたことによる。

「2006年教育と視察法」が制定されたのは、労働党政権へと移行した後のブレア政権下においてである。これは、民営化を維持しつつもLEAに「新たな戦略的役割 (a new strategic role)」(DfES, 2006, p.1)を持たせ、権限強化を図るものであった。LEAの新たな役割は、具体的には「学校選択」「多様性」「高水準」そして「すべての子供たちの教育的可能性の実現」を促進することである。要するに、学校選択制により、教育の機会均等が果たされていない当時の状況に対し、LEAの権限強化によって公正な入学手続きを実行することを求めたものである。

保護者が学校を選択するにあたっては、Ofsted（教育水準局）による学校査察の結果と、学校の雰囲気を示す資料が重要となる。特に、学校における生徒たちの行動や振る舞い (behaviour) は、保護者にとって「長い間大きな関心ごと」(DfES, 2006, p.2)であった。そのため、学校での生徒の望ましい行動を示した「行動指針」(Behaviour Policy)を定めることが求められ、指針に違反する振る舞いがあった場合の懲戒についても明示されることになった。これにより初めて教職員による児童生徒への懲戒権が明確に法的権利として規定されたのである。

「2006年教育と視察法」は、全10部で構成されており、懲戒権については第7部「懲戒、行動、排除」で規定されている。第7部はさらに2章に分けられ、第1章の第88条から第96条までが「懲戒」について（表1）、第2章の第97条から第111条までが「保護者の責務と排除対象となる児童生徒」<sup>5</sup>について（表2）を規定している。

表1 「2006年教育と視察法」第7部第1章「懲戒」の条文見出し及び概要

条	条文見出し	概要
88	懲戒に関する理事会の責務	各学校において「行動指針」を設定することを求め、理事会が協議し、校長が決定する。
89	校長による行動指針の決定	
90	「懲戒処分」の意味	「懲戒処分」はLEAの管理内外、独立学校の別なく適用され、また合理的に行われなければならない。児童生徒に対し責任を負っている全ての職員に懲戒権を認め、不適切な行動や指示に従わない児童生徒に懲戒を加えることができる。学校の敷地外においても職員の権限の範囲が及び、授業日以外にも懲戒として学校に呼び出し、補習等の居残りを認める。
91	懲戒処分の執行：通常授業日	
92	懲戒処分の執行：授業日以外	
93	職員の権限行使	職員の権限行使が認められる児童生徒の行為は (a) 違法行為 (b) 他者への危害や損害を与える行為 (c) 学校の紀律維持を妨害する行為である。
94	没収に関する免責	不適切な所持品を没収することができる。
95	第1章の解釈	「職員」とは (a) 学校で働く全ての教員 (b) 児童生徒に責任を有すると校長が認めた職員とした。「所持品」とは児童生徒に所有権がある物品とする。
96	第1章の規定より無効となる条項	本規定により、1996年教育法第550条A・Bと、1998年学校水準および枠組み法第61条は効力を失う。

(「2006年教育と視察法」をもとに筆者がまとめた)

表2 「2006年教育と視察法」第7部第2章「保護者の責務と排除対象となる児童生徒」の条文見出し及び概要

条	条文見出し	概要
97	保護者の契約	保護者の契約と責務が適切に行われるよう、保護者の保証内容を拡張した。児童生徒の深刻な不適応行動を予防するため、早期介入し支援を促進させる。
98	不正行為または排除となった場合の保護者の責務	
99	保護者の契約および責務：付加規定	
100	排除された児童生徒への理事会および事業者の責務	義務教育段階の排除児童生徒に対しては、理事会等は適切なフルタイムの教育を提供しなければならない。地方教育当局はその際の適切な規定を設定する義務がある。
101	排除児童生徒に対する地方教育当局の責務	
102	学校復帰のための面談	排除児童生徒の保護者は関連する学校の校長に面談を希望することができる。
103	排除児童生徒の保護者の責務	保護者は期限の有無にかかわらず、排除となった最初の5日間は子供に対して責任を負う。また排除児童生徒がその間正当な理由なく公の場にいることが確認された場合、親に罰金等が課せられることもある。
104	排除児童生徒の保護者への通知	
105	排除児童生徒が公共の場にいた場合の罰則通知	
106	罰則通知：補足	
107	罰則通知：2002年警察改革法改正	
108	排除児童生徒の指定施設	理事会及び地方教育当局は、排除処分の6日目以降の代替の教育機関を提供する必要がある。その機関はOfstedの査察対象機関とする。
109	出席不十分の場合の措置	
110	1996年教育法第444条Aにおける予算の取り扱い	
111	第2章での「公費維持学校」と「関連する学校」の意味	「公費維持学校」はコミュニティ・スクール、地方補助学校、有志団体立学校をさし、「関連する学校」は公費維持学校、アカデミー、シティ・テクノロジー・カレッジを指す。(筆者補足：2006年当時)

(「2006年教育と視察法」をもとに筆者がまとめた)

## (2) 「行動指針」の設定

「2006年教育と視察法」により、各学校は「行動指針」を設定し、それを文書の形式で公表することが義務付けられた。この施策に対しては批判もあった。例えば「[適切な行動]とは第三者によって定められたものであり、コンプライアンスを遵守することは生徒自身が自ら考え行動することを妨げる」(Halstead, 2015, p.2)と生徒の自主性を尊重すべきとする主張もあったが、結果的には保守党キャメロン政権下の2016年には「行動指針」の運用を促進・強化させる方針がとられた。DfE (Department for Education) はガイドブック「学校における行動と懲戒-校長及び教職員へのアドバイス」を発表し、児童生徒の行動規制をより強固なものにし、学校の懲戒をより明確にした。即ち教職員に対し、権限と職務を説明するとともに、「行動指針」に記すべき内容と、児童生徒の不正行為があった場合の懲戒の実施方法、懲戒権行使者などを具体的に設定したのである。

このガイドブックの適用範囲は、イングランド全域の学校の管理職及び職員とし、2006年当時よりもさらに多様化しているすべての学校が対象となり、「例外はないものとする」と念押ししている。但し、公費維持学校と地方当局管理外のアカデミー(独立学校含む)では設定する内容に若干の違いがある。公費維持学校に対しては設定する内容を細かく指定しているのに対し、アカデミー等には良好な振る舞いを促進するための指針の策定と実施、不正行為があった場合の懲戒処分の内容、いじめ防止指針を策定すること、との表現にとどめている。ただ、いずれの学校も「行動指針」をウェブサイトにて公開<sup>6</sup>することを義務付けている。

ここで定めている懲戒権保有者とは、「すべての有給職員(ティーチングアシスタントを含む)」を指しており、彼らは学校の内外を問わず懲戒権を行使することができると示された。さらに懲戒権を行使する際の手続きにも言及している。まず、児童生徒の「適切な行動基準」を下回ると判断した場合に懲戒することができることとし、その「下回る」内容とは、児童生徒の不正行為、校則違反をした場合、教師の指示に従わなかった場合と示されている。そして、懲戒を行う際には3つの条件を満たす必要がある。①懲戒の決定は有給職員または校長により許可された職員によって行われる、②懲戒を行使する際は、学校の管理下にて実施されなければならない、③違法な懲戒は行ってはならない(人権への配慮も含む)の3点で、つまり有給職員による懲戒は、学校の管理下において適切に行われることを求めているのである。一方で、校長が懲戒権の適用を一部の教員のみにも制限することも認めており、その場合には校長が懲戒権の有無を判断することになる。

違法な懲戒には体罰も含まれており、「適切な懲戒」であったかどうかを判断するには、「2006年教育と視察法第91条」において定めている「懲戒は合理的に行わなければならない」に沿って、児童生徒の年齢、教育的ニーズ、障害、宗教等、あらゆる面において配慮することが求められている。これに反し、行使した懲戒が児童生徒に不安を抱かせたり重大な危害を与えたりする可能性があった場合、複数の外部機関にその懲戒が適正であるか否かについて評価を求め、客観的に判断することが求められている。なお、体罰はいかなる場合も禁止であるが、児童生徒自身及び他者を傷つける行為、財産に損害を与える行為を防止するための「有形力の行使」は認められている。



具体的な懲戒の内容としては、①口頭注意、②補習、③反省文、④特典の停止（例えば、私服登校が認められている日に制服で登校しなければならないなど）、⑤休憩時間を与えない、⑥昼休み、放課後、週末の居残り、⑦奉仕作業、⑧定期報告書の提出（制服のチェック、態度観察など）、⑨重大な不正行為の場合は停学または退学、などが示されている。一方で、優秀な態度を示した児童生徒を表彰することも認めており、「良好な態度」と「好ましくない態度」の差異を学校が明確に児童生徒に示すことで、学校全体が「好ましい態度」を形成していくことを期待している。

また、児童生徒の不適切な所持品を没収する権限も教師に与えられている。ナイフなどの武器や違法薬物、ポルノ画像等の危険な所持品は、同意なしに所持品検査をし、没収することもできる。それ以外の児童生徒の私物についても、不適切な所持品と判断されれば法的な範囲において没収することを認めている。なお、没収後の取り扱いについては法的な言及はないため、各学校によって規定することを求めている。

破壊的な行動をとった児童生徒に対しては「隔離」することも認められている。「隔離」は、他の児童生徒から離れた場所に「隔離室」を設け、そこに一定期間留め置くというものである。「隔離」の処分を行う場合は、どのような場合に「隔離」処分となるかを「行動指針」の中で明記しておく必要がある。また、一般的な懲戒同様、児童生徒の発達段階や教育的ニーズ等に配慮をする必要があり、食事やトイレの許可を随時行うこと、そして施錠等により完全な孤立状態にし、児童生徒自身では出られないような方法は原則認めないとしている。

### (3) 「行動指針」の内容

各学校は「行動指針」をHP上で公開することが義務付けられている。本稿ではイングランド全体の傾向を取り上げるのではなく、比較的規模の大きい都市B市を事例として検討対象とする。B市の中等教育段階の学校数は、2019年現在は86校である。この一部の学校を抽出し、公開状況について述べることにしたい。サンプルとしては、アカデミーと公費維持学校が同数となるよう、学校規模には限定せず、男女共学の学校を抽出した。その結果を示したのが表3である。2019年2月現在でHP上の公開がない学校が数校あることが判明した。さらにこれをOfstedの評価と重ねてみると、Ofstedの評価が高い学校が公開していない傾向にあることがわかる（表4）。なお、今回抽出した学校はあくまでも参考事例であって、イングランド全体の傾向と特徴については今後も継続的に検証し、結論はその後に委ねることにしたい。

さて、Ofstedの評価が低いということは、いわゆる「教育困難校」もしくはこれに近い存在であり、このような学校では児童生徒の「不適応行動」が顕著に見られるために、より明確かつ具体的に「行動指針」を示すことが求められることから「行動指針」の公開につながっていると考えられる。

では、Ofstedが2018年に「不十分」と評価したSハイスクールの「行動指針」<sup>7</sup>を取り上げて具体的な局面を検討してみたい。同校は11歳から18歳までを対象とする男女共学のカトリック系有志団体立補助学校である。生徒に求める「責任ある行動」として示されているのは、「大人の指示に従うこと」「常に学校に通うこと」「正しい制服を着用すること」「宿題を期限を守って提出すること」等としており、基本的な生活態度を遵守することに終始している。これらに違反

した場合の懲戒は、段階的に「口頭注意」「隔離室措置への警告」「校長へ通達」「即時隔離室移動」となっている。逆に2009年と2012年にOfsteadが「優秀」と評価したHスクールのを参照したい。同校は11歳から18歳までを対象とした男女共学のコミュニティ・スクールであるが、同校の「行動指針」<sup>8</sup>は、先に生徒の持つ権利として「安全である権利」「敬意を持って扱われる権利」「意見を表明する権利」「質の高い教育を受ける権利」などを挙げた上で、「常に正しく制服を着用すること」「学校内を走らないこと」「授業中他の人の邪魔をしてはいけない」等の基本的な生活態度を示すと同時に、「ベストを尽くせるよう、自分自身を鼓舞すること」「常にマナーを意識し、他者に配慮すること」

表3 B市中等教育段階学校の「行動指針」公開状況

学校名	学校種*	生徒数	公開状況
H アカデミー	A	849	なし
A アカデミー	A	950	なし
R アカデミー	A	798	あり
J アカデミー	A	524	あり
H カトリックスクール	M	615	なし
S スクール	M	751	あり
S ハイスクール	M	798	あり
H スクール	M	1138	あり

\* A = アカデミー、M = 公費維持学校  
(筆者作成)

表4 B市中等教育段階学校の「行動指針」公開状況とOfsted評価

学校名	学校種	Ofsted 評価	公開状況
H アカデミー	A	優秀 (outstanding)	なし
A アカデミー	A		なし
H スクール	M		あり
H カトリックスクール	M	良好 (good)	なし
R アカデミー	A		あり
S スクール	M		あり
J アカデミー	A	要改善 (requires improvement)	あり
S ハイスクール	M	不十分 (inadequate)	あり

(筆者作成)

と」「ポジティブなロールモデルとして行動すること」と、目標とする行動が示されている。そしてHスクールは懲戒内容よりも先に表彰制度を明示しており、懲戒については「軽微なものと深刻なものとを区別し、段階的なアプローチをする」という表現にとどめている。

以上、「2006年教育と視察法」において明文化された懲戒権の内容と、その概況についてみてきた。先にも述べたように、英国が懲戒権を規定した背景は、学校選択制による教育機会の不均等を是正するため、入学に関するLEAの権限強化と、学校選択の際の資料となる「行動指針」策定及び違反した場合の懲戒を公開する必要があったことによる。そのため懲戒権の保有者の明示、懲戒執行の際の手続き、「行動指針」の策定と公開、排除対象となった児童生徒に対するLEA及び理事会の責務などが規定されることになった。これら英国の教員の懲戒権の内容及び学校での規定状況を元に、次に日本における教員の懲戒権の課題についてまとめていきたい。

#### 4. 日本の教員の懲戒権の課題

本稿の課題である日本における教員の「事実行為としての懲戒」の範囲の曖昧さは、教員個人に懲戒の裁量が委ねられていることに起因する。例として2017年神戸市立高校において男子生徒が飛び降り自殺を図った事例をとりあげたい。これについて調査した第三者委員会は、教員が2日間にわたり計16時間行われた一連の別室指導が要因と結論づけている。この件では教員によ

る直接的な有形力の行使はないため体罰には該当しないが、第三者委員会は生徒の学習権の侵害と指導目的を超えた一種のハラスメントであると指摘し、これを「不適切な指導」と設定した。別室での長時間にわたる隔離が要因としているが、別室指導自体は「事実行為としての懲戒」として行われている一般的な懲戒の手法であるため問題とはならず、むしろ2日間計16時間もの間隔離状態にしていたことが焦点となった。さらにその別室指導中には対象生徒に対して、退学処分もあり得ると思わせる発言が教師から繰り返し行われていたことも指摘されている（平成29年12月22日発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会, 2019, p.5-6）。しかし、教員には法的根拠を持つ退学処分の権限がないため、この発言はまさしく「不適切」であり、教員が自身の持つ懲戒権の範囲を明確に周知しているとは言い難く、また教員の懲戒行為の許容範囲についても十分に理解されているとは言えないことが明確になった事例と言えよう。

英国における教員の懲戒権の範囲については前述のように①口頭注意、②補習、③反省文、④特典の停止、⑤休憩時間を与えない、⑥昼休み、放課後、週末の居残り、⑦奉仕作業、⑧定期報告書の提出、⑨重大な不正行為の場合は停学または退学と明示され、その他違法所持品の没収の権限、破壊的行動をとった場合の隔離する権限も明文化されている。日本においては「事実行為としての懲戒」を明文化したものは存在しない。これこそが英国との比較の上で最も重要な課題となろう。もちろん英国の懲戒範囲が日本の法的根拠や現状に照らし合わせてすべて適正であるとは必ずしも言えない。例えば懲戒としての「居残り」は、「人身の自由」（憲法31条）を侵害するものとして憲法上許されない」（結城, 2012, p.128）とする意見もある。つまり、教員の裁量として行われている「事実行為としての懲戒」についても今後は、日本の法的根拠と照らし合わせ、「教育上必要と認められる」範囲を明確にしていく必要があると言える。またいかなる場合にそれらの懲戒が行使されるのかの明文化も必要となろう。そもそも児童生徒の行動が、社会的逸脱行為は別として、「校則」に違反していなければ懲戒の対象とはなり得ず、「校則」そのものの妥当性の検証や保護者及び地域への公開なども、あわせて検討することが求められるであろう。

次に、即ち懲戒権保持者以外の者の懲戒権の行使の適否が論点として提起されよう。英国では教員以外の有給職員にも懲戒権があることを先述したが、日本における懲戒権は校長と教員にしか与えられていない。一方で2015年中教審答申「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策」以降、学校には教員以外の多様な専門スタッフが配置されるようになってきたが、当然これらの専門スタッフには懲戒権はない。ところが、専門スタッフの中でも特に、2017年度に制度化された部活動指導員は、懲戒権の行使を容認すると捉えられかねない状況にある。スポーツ庁他（2017）の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」は、生徒指導に係る対応として、「部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと」（スポーツ庁／文化庁／文部科学省初等中等教育局, 2017）としている。つまり、いじめや暴力行為等の重大事案が発生した場合は、部活動指導員は自身での対応は避け、教諭に連絡したのち、教諭もしくは校長が懲戒するという手続きが求められるであろう。しかし、「日常的な生徒指導に係る対応」についての内容の記載はなされていない点に不備があるといえる。部活動指導員に懲戒権がない以上、重大事案に限らず、活動に集中していない



など軽微な事案に対しても、現状では口頭注意の権限もないのである。権限逸脱とならないよう、懲戒の範囲ではない「生徒指導に係る対応」を具体的に明示するか、あるいは英国の例のように、懲戒権の権限を教員以外のスタッフにも拡大するという選択も、可能性としてはあり得るだろう。

## 5. まとめと今後の課題

これまで日本における「教員の懲戒権」の課題について2点にわたって検討してきた。

第一は「事実行為としての懲戒」の整理についてである。教員が「教育上必要と認められる」懲戒とはいかなるものであるのか。これまでのような体罰との境界として懲戒を説明するだけでなく、現行法と照らし合わせた上で適切な懲戒の類型化を行う必要があることを指摘した。

第二は、教員以外の職員の権限の確認である。現在学校には教員以外の専門スタッフが配置されてきているが、現行法において彼らに懲戒権はない。それを周知した上で、いかに生徒指導に参画させるのか整備する必要がある。

本稿ではさしあたって上記2点について課題としてまとめたが、英国の例からはさらに多くの課題が示唆される。例えば英国の「行動指針」は、日本では「校則」に当たるものといえるが、「校則」について定めている法令や規定は現在日本には存在せず、学校の判断に委ねられている。懲戒の類型化とあわせて「校則」の設定基準も明示する必要があるだろう。さらに英国には懲戒とは逆の「表彰」の制度も用意されている。不正行為や好ましくない行動をとった児童生徒を罰することのみではなく、良好な児童生徒への「表彰」も検討課題のひとつとなり得るのではないだろうか。今後は「校則」と懲戒の関連について、学校現場の実情に即しながら精査していきたい。

- 
- 1 朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱ」にて「教員 不適切 指導」のキーワード検索の結果、2012年は38件であったのに対し、2019年は63件に増えている。
  - 2 文部科学省調査（2019）では2018年度は578人が体罰により処分された。
  - 3 本稿で「英国」は主にイングランドを指す。
  - 4 同法が成立した2006年当時はLEA（Local education authority, 地方教育当局）と表記されているため、本稿でもそれに従って「LEA」と表記する。なお、2010年5月に「LEA」および「local education authority」の表記は「LA」及び「local authority」へと改正されている。
  - 5 「排除対象となる児童生徒」とは、停学または退学の懲戒処分によって学校への出席を認められていない児童生徒を指す。不登校等によって出席が不十分な児童生徒は含まれない。
  - 6 「2008年学校情報規則（イングランド）」にて情報公開が義務付けられている。
  - 7 Sハイスクールホームページより、Behaviour Policyを参照した。（参照2019-12-28）。
  - 8 Hスクールホームページより、Behaviour Policyを参照した。（参照2019-12-28）。

### 【引用・参考文献】

- 荻上チキ／内田良（2018）『ブラック校則 理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社。
- スポーツ庁／文化庁／文部科学省初等中等教育局（2017）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」、[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1383344.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1383344.htm)、（参照

2020-1-2)。

高橋和之ほか編 (2016) 『有斐閣法律学小辞典第5版』「懲戒」の項、有斐閣。

平成29年12月22日発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会 (2019) 「平成29年22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査報告書 概要」、神戸市教育委員会、2019-12-11。 <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/30115/houkokusyogaiyou.pdf>, (参照2020-1-28)。

前田聡 (2014) 「第2章学校教育法が禁止する「体罰」とはなにか——『「体罰」の禁止」をめぐる法規範と問題点」鈴木麻里子／前田聡／渡部芳樹『近代公教育の陥穽——「体罰」を読み直す』流通経済大学出版会。

文部科学省 (2019) 「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」 「2-3-1.体罰に係る懲戒処分等の状況 (教職員) (平成30年度)」 [https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt\\_zaimu-000003245\\_20301.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt_zaimu-000003245_20301.pdf), (参照2019-12-29)。

文部科学省 (2013) 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知)」、 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm), (参照2020-1-2)。

文部科学省 (2010) 『生徒指導提要』教育図書出版。

結城忠 (2012) 『日本国憲法と義務教育』青山社。

\*

DfE (2016) *Behaviour and discipline in schools Advice for headteachers and school staff*, [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/488034/Behaviour\\_and\\_Discipline\\_in\\_Schools\\_-\\_A\\_guide\\_for\\_headteachers\\_and\\_School\\_Staff.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/488034/Behaviour_and_Discipline_in_Schools_-_A_guide_for_headteachers_and_School_Staff.pdf), (参照2019-12-27)。

DfES (2006) *A Short Guide to the Education and Inspections Act 2006*, <http://www.hants.gov.uk/decisions/decisions-docs/070118-excmse-R0111103729.html>, (参照2019-12-24)。

Halstead, J. M (2015) “Compliance”. *Philosophy of Education Society of Great Britain Annual Conference*, 2015-3-26. <https://www.philosophy-of-education.org/dotAsset/afe2337d-64c2-4297-b77f-1f2a870affa8.pdf>, (参照2019-12-27)。

Parker, Alan / Duncan, Alex / Fowler, John (2007) *Education and Inspections Act 2006: The Essential Guide*, NFER.

[Abstract]

## A Study of Teacher's Disciplinary Right

— With reference to the UK disciplinary power —

Mariko Suzuki

(Ryutsu Keizai University)

The purpose of this article is to clarify the issue of teachers' disciplinary right in Japan. In Japan, corporal punishment, which should have been banned under the School Education Act, is rampant and has been viewed as a problem. At the same time, attention has been paid to "improper guidance" by teachers. On the other hand, proper discipline has been largely debated so far and remains unsorted. To take this situation as an issue, I referred to the case in the UK. In this country, the "the Education and Inspection Act 2006" was developed, in which school disciplinary rights became the first legal basis. Making schools obligatory to formulate and disclose the "Behaviour Policy" has been positioned as an important resource for parents when choosing a school. In 2016, a guidebook was published to facilitate this from DfE, including clarification of disciplinary rights holders, "Behaviour Policy" and disciplinary actions and procedures for violating them.

There are two issues related to teachers' right to discipline in Japan, as suggested by the UK case. The first is the organization of the disciplinary content of teachers. At present, the exercise of discipline, that is, "discipline as a factual act" is left to the discretion of the teacher, and there is no mechanism to judge its legitimacy. Second is the identification of disciplinary rights holders. Schools have been expanded to include non-teacher professional staff since the "school as a team" was sought in 2015, but they may now exercise disciplinary powers. It is necessary to clarify how these specialized staffs participate in student guidance.